

「地域審議会」公募委員を募集

市では、市民皆さんの声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現するため、平成17年度から町域ごとに「地域審議会」を設置しています。

今回、委員の任期が満了することに伴い、町域ごとに地域審議会委員を募集します。

【募集人員】 5人以内（町域ごと）

【応募資格】

- ①応募する地域審議会の設置区域内に住所を有し、現に居住している人で、平成21年4月1日現在、満20歳以上で、4月1日以降も引き続き応募する地域審議会の設置区域内に居住する人
- ②登米市のまちづくりに関心のある人
- ③公共性の観点から意見を述べられる人
- ④登米市の職員および市議会議員でない人

【任期】 2年間（平成21年4月1日～23年3月31日）

【役割】

- 1 市長の諮問に応じて審議・答申する
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (3) 新市の基本構想の作成および変更に関する事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる

【組織】 町域ごとに、区長・公共的団体関係者・学識経験者・公募（5人以内）の15人以内の委員で構成され

ます。

【応募方法】 下記の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を郵送または持参により、各総合支所地域生活課に提出してください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください

- (ア) 住所・氏名・電話番号・性別・生年月日
- (イ) 職業・勤務先
- (ウ) 経歴（職歴・学歴など参考となる事項）
- (エ) 地域での活動状況
- (オ) 応募した理由

※応募申込書は、各総合支所地域生活課に備え付けてあります。任意の様式でも可とします。

※作文は「登米市のまちづくりについて」と題し、400～800字程度。作文様式の定めはありませんので、原稿用紙などを使用してください。

【応募期間】 2月2日（月）～16日（月）必着

※郵送の場合は当日消印有効

【選考結果】 後日、応募者全員に通知します。

【応募先・問い合わせ】

各総合支所地域生活課 地域係

「浅水小学校 放課後子ども教室」への参加児童募集

子どもの数の減少や社会環境の変化により、子どもが一人で過ごす機会が多くなり、事件・事故などに遭遇したり、集団の中でうまく人間関係を作っていくことが苦手な子どもが増えたりする傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、浅水小学校児童を対象に平成21年度から放課後子ども教室事業を実施します。

などにより自宅で適切な養育ができない児童を優先します。

【募集期間】 2月2日（月）～20日（金）

【申込方法】 参加申込書に必要事項を記入の上、持参または中田生涯学習センターに郵送してください。※申込書の用紙は、浅水小学校と中田生涯学習センターに備え付けてあります。

【申込先】

- ▶浅水小学校
- ▶中田生涯学習センター
〒987-0602 登米市中田町上沼字館43

【登録決定】 2月下旬に保護者に通知します。

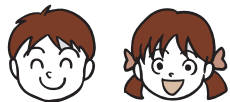
◆その他

教室を運営するスタッフ（コーディネーター、学習アドバイザー、安全管理員）も募集しています。

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課 生涯学習係

☎ 0220 (34) 2698



◆事業内容

【開設場所】 浅水小学校

【開設日】 授業のある日（年間200日程度）

【開設時間】 授業終了後から午後6時30分まで

【教室での過ごし方】 コーディネーターや安全管理員の見守りの元に児童が自由に過ごせます。また、学習アドバイザーによる学習指導、地域の人たちの協力による昔遊びや郷土文化体験、季節行事などが随時行われ、それらに参加することもできます。

【参加経費】 無料

※行事の材料代の実費を負担していただくことがあります。また、児童に係る傷害保険代は保護者の負担となります。

【送迎】 保護者をお願いします。

◆参加者の募集

【対象者】 平成21年度に浅水小学校に通学する児童

【募集人員】 30人

※定員を超えた場合は、低学年児童や、保護者が就労

国民年金だより

国民年金の独自給付について

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農業従事者・学生などと、その配偶者）として保険料を納めている人には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金以外に、「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」といった給付が受けられる場合があります。

◆付加年金

定額の保険料（平成20年度：14,410円）に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

▶付加年金額（年額）＝200円×付加保険料を納付した月数

※国民年金基金に加入している人、保険料の免除を受けている人は、付加保険料を納めることはできません。

※付加保険料の納付を希望するときは、最寄りの総合支所市民福祉課国民年金担当窓口への申し込みが必要です。

◆寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が、年金を受けることなく死亡したとき、10年以上婚姻関係があり生計を維持されていた妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

▶寡婦年金額（年額）＝夫の老齢基礎年金額×4分の3

※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていたときは支給されません。

◆死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けずに死亡したとき、その人と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で優先順位の高い人）に支給されます。

保険料納付済期間	支給額	※保険料の一部免除を受けて4分の3納付した月は4分の3月、半額納付した月は2分の1月、4分の1納付した月は4分の1月として計算します。
3年以上15年未満	120,000円	※付加保険料を3年以上納付している場合は8,500円が加算されます。
15年以上20年未満	145,000円	
20年以上25年未満	170,000円	
25年以上30年未満	220,000円	
30年以上35年未満	270,000円	
35年以上	320,000円	

※遺族が、遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられるときは、どちらか一方を選択します。

詳しくは、年金ダイヤルへ ☎ 0570 (05) 1165

【問い合わせ】

▶市民生活部国保年金課 ☎ 0220 (58) 2166

▶古川社会保険事務所国民年金業務課 ☎ 0229 (23) 1203

精神障害者家族セミナー参加者募集

精神障害者を持つ市内の家族の交流会です。同じ家族として語り合いませんか。

【日時】 2月24日（火）

午後1時～3時30分

【場所】 迫公民館

【対象者】 精神障害者の家族ならどなたでも参加できます。

【内容】

- ①講演会：演題＝家族が当事者を見守るために～家族が支え、家族をみんなで支える～、講師＝訪問看護ステーション「スマイルケアステーション青葉」代表取締役 小野芳勝さん（精神保健福祉士）
- ②グループワーク：お茶っこ飲みしながらみんなで話し合おう

【参加費】 300円程度

【申込方法】 電話

【申込期限】 2月16日（月）

【申し込み・問い合わせ】

福祉事務所生活福祉課

障害福祉係

☎ 0220 (58) 5552

定額給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください!!

「定額給付金」については、皆さんへの連絡や給付を行う段階ではありません。

▶市役所や総務省が、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。
▶現時点で、市役所や総務省などが皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

不審な電話や郵便物が届いた場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

2月は「省エネルギー月間」です

国では、毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発を進めています。

限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化を防止するため、わたしたち一人一人が、エネルギーを大切に使うよう心掛けましょう。

東北電気保安協会

